

愛国の作法

第一章：なぜ今「愛国」なのか（P.13～54）

.グローバル化という逆説

グローバル化は、経済のみならず軍事・安全保障や文化、情報、テクノロジー、エコロジーといった多次元的なレベルで進行しつつある境界横断的な傾向である。それは相互の境界が明確な閉ざされた国民国家と、それに対応する国民社会という空間の中で人々が生活するといった、これまで自明とみなされてきた考えを覆すこととなった。しかもそのような変化は国民社会の内部の社会的な関係やアイデンティティからもナショナルな性格を剥ぎ取りつつある。

しかし、このような状況下で国家の存在が無意味なものになるわけではなく、逆にある意味でますます重要になりつつある。なぜなら市場経済の新自由主義的なグローバル化は、自然な法則的傾向ではなく、明らかにひとつの政治的なプロジェクトであり、それを推進していく上で、国家の役割と機能は決定的なカギを握っているからである。つまり、グローバルな市場経済の拡大を行おうとする「改革」の政治は国家の強力な介入を通じて国民国家という制度の「軟化」を推し進め、結果として、政治や公共的なものが経済や市場に取って代わられる「政治の終焉」を手繰り寄せつつあるのである

国家の「過剰」な介入　グローバル化　共同体としての連帯力の低下

.福祉国家から「ノイローゼ国家」へ

福祉国家や社会国家あるいは人道的国家と言われてきた民主的な国家は、市場メカニズムの機能と範囲の限界をはっきりと定め、その制御を通じて環境保全や疫病対策、公的医療や基礎教育、国防や警察といった公共財を国民に平等に供給する役割を果たしてきた。ところが、そうした前提は、「ノイローゼ国家」と呼べるような現実を取って代わられつつある。グローバル化の圧力は、政治的指導者や志をもった政党に自らの政治的・倫理的なアイデンティティと矛盾する政策を採用するようにさせているのである。つまり「構造的要因が価値的選択を圧倒」し、社会統合の度合いが低下するとともに国民的共同体の一体感が薄れていかざるを得ないのである。

.断片化する社会

小泉政権の場合、「ノイローゼ国家」の分裂はより鮮明になり、社会的軋轢をうまく緩衝してきた国家に危機的な負荷がかかるようになった。とくに雇用の不安定化にともなう階層間格差（ex.正社員と非正社員の賃金差）とそれとリンクした地域格差が、国民経済と国民国家の土台を掘り崩すことになりかねないと懸念されている。こうした傾向が続けば、社会の凝集性が損なわれ、社会的な紐帯は断片化していかざるをえない。その結果、帰属意識は希薄となり、公共生活からの撤退に拍車がかかると考えられる。

.新たな「国体」～「美しい日本」～

以上のような社会の「液状化」に対して国家がとる対応に「再ナショナル化」の戦略がある。具体的には家族や宗教、伝統や共同体といった保守的な価値の復権に訴えることで、文化的アイデンティティを体現している政治的コミュニティとの同一化を促そうというものである。

例えば、「日本人の美学」を何よりも「心の美学」と捉える中西輝政は、「心の美意識」をテコに、「われわれ日本人」という共同体の「浄化」を図ろうとしている。その対象はグローバルな市場主義的な経済であり、戦後民主主義に代表される平和憲法やその体制である。中西の言う「日本人」と「日本」のアイデンティティとは、研ぎ澄まされた「美醜の感覚」が道徳の基準に据えられ、その究極の価値になっているような国民と国家のことを指している。「美醜の感覚」を失ったとき、その意味で「『恥を知る』という美意識を失ったとき、この国は総崩れになる」という中西の物言いは、明らかに混じりっけの無い均質な国民共同体の夢を語っている。

.「新・国体」論が若者に受ける理由

こうした中西に代表されるような「新・国体」論的なメッセージが、若者たちの間でずんなりと受け入れられているのではないかと筆者は見ている。

グローバル化が進行するにつれ、若者たちにとっては、あたかも国家や社会などというものが消滅したような冷淡な環境が作られつつある。そして社会はリスクと矛盾を生み出し続け、それらへの対処は「自己責任」に基づいて個人によって解決されることを強要されているのである。

「勝ち組」「負け組」の二極化したリスク社会の弱者である若者にとって「安心」と「安定」は絵空事に過ぎない。しかも彼らが連帯する可能性はほとんどなくなりつつある。自己決定や自己責任と裏腹のリスク社会では他者とのつながりの弱い、無定形な原子化が進行していかざるをえないからである。

しかしながら、自分以外の人間と融合したいという欲望は、人間の最も「根源的な熱情」である。ただ、その融合がネガティブな媒介を接着剤にしているとしたら、そこに成立

する共同体はもろくてはかないものとなるだろう。

しかしそのような共同体も、メディアのポピュリズム的なヒートアップによって煽られると、熱狂的な連帯感情を生み出すことがある。つまり、いつもは公共的な事柄に無関心な人々が、忽然として過政治化し、熱狂的な盛り上がりを見せることがあるのだ。

(ex.小泉劇場)

このように所得や富、雇用や機会、自由や尊厳といった、社会の公共的な価値の供給とその配分的な正義が、公的な空間から市場や私的領域に移し替えられ、リスクの個人化が進めば進むほど、逆説的にも国家への求心力が強まりつつある。

.安心への脅威が求心力に

さらに国家への求心力になっているのは、セキュリティの問題である。社会保障の集合的なセーフティネットが剥奪されていくのとちょうど反比例するように治安・公安への関心が飛躍的に高まっている。

統計的には数字をみる限り、治安の悪化や凶悪化は劇的に変化しているわけではないが、「体感治安」は悪化している。その最大の原因は犯罪をめぐる境界の融解にあります。

「仕切られた安全地帯」の消滅は国境の内部だけでなく国境を挟んでおきつつある。

こうして危機は全般的に偏在するようになり、規範としての平和状態と、例外としての紛争状態（戦争状態）の境界も曖昧になりつつある。これに対応して、防衛からセキュリティへの転換が叫ばれ、国境の内外を問わず、治安・公安に関する保守的な姿勢から先制攻撃（予防戦争）を狙いとする積極的な姿勢への移行が起ころうとしている。

このようなセキュリティへの過剰な関心は、それを理由とした個人の自由・人権の抑圧を生じさせる恐れがある。

2 「愛する」とはどんなことか

『愛国心』（清水幾太郎著作集 第8巻）の一節

この言葉（愛国心 引用者注）は確かに我々の心の急所に触れる。国民心理の根本に刺激を与える。併しこの言葉は如何にも後味が悪い。ハッとするけれども、その後、何か割り切れぬもの、宙ぶらりんのもの、滓のようなものが残る。どんよりとしたものが心の底に澱んでいる。つまり、愛国心は何より大切だ、僕もこの通り持っている、という風に単純な一筋の気持になることが出来ないのである。この言葉によって掻き立てられたさざなみは、暗いところへ吸い込まれてしまうようである。吾々の父や祖父も愛国心という言葉に出会って興奮したに相違ないが、それはもっと一途なものであって、吾々のように、何か割り切れぬもの、滓のようなものが後に残ることはなかったであろう。愛国心という言葉は今も昔も特殊な感情的価値をもっているが、この後味の悪いというところに、現在の吾々の地位と運命とが覗いていると言わなければならない。

清水幾太郎が指摘しているように、愛国心は、多分に「感情的価値」を持った言葉である。しかも「愛する」ことが、「世界全体にたいして人がどう関わるかを決定する態度、性格の方向性」(フロム『愛するということ』)だとすると、愛国心は、国との関係で何か心の急所に触れる抜き差しならぬ感情的価値を持っている。なぜなら国を愛するということは「人間に最大の犠牲と最高の奉仕」を要求することになるからである。

自然と作為

しかしながら、国家というものは感性的なもの、情緒的なものにもみ依拠しているわけではない。美しい風土、美しい言語、美しい文化の共同体が、そのまま国民になるわけではないのだ。そのためには、一定の政治的意志をもって国家を形成し、その憲法＝体制を通じて国民の共通の課題や利益の達成を図ろうとする国民に「なる」必要がある。それは社会契約論にみられるように、一定の作為による政治的空間の形成を不可欠としている。そして憲法は、まさしくそのような作為的な営為を通じて形成される国家の基本的なルールを意味している。この意味で、「立憲主義は人間の本性に反している」(長谷川恭男『憲法とは何か』)といえる。なぜなら、それは、公私が融合した感性的な存在とは反対に、私的なものと公的なものを切り分け、多元的な価値が共存して国民社会を営むことが出来るようにする仕組みに他ならないからである。国とは、「自然」(感性)と「作為」のふたつの世界に軸足を置いているといえる。

愛するとは技術である

愛国心の対象である国が「自然」と「作為」の2つの世界にまたがっている以上、国を愛することが感情の問題に尽きないことは明らかである。そしてまた、「愛する」ということも感情の問題だけではない。

この点を社会心理学者のエーリッヒ・フロムは著書『愛するということ』の中で、ルネサンス期スイスの医化学者パラケルススの言葉を引用して、その意味を簡潔に言い尽くしている。

何も知らないものは何も愛せない。何もできない者は何も理解できない。何も理解できない者は生きている価値がない。だが、理解できる者は愛し、気づき、見る。……ある物に、より多くの知識がそなわっていれば、それだけ愛は大きくなる。

この言葉にあるように、愛するということは、生きることが技術であるのと同じように、ひとつの技術なのである。それが技術である以上習得されなければならない。そして、その習得には理論的な知識と理解力の深化と、実践的な試みの反復のふたつの

部分から成り立っており、国を愛するということや愛国心もこのプロセスを踏んでいく必要があるはずである。

愛するために理性を育てる

客観的に考える能力が「愛するということ」の技術の習練に必要なようになってくる。それをフロムは理性と呼んでいる。理性や知性はそれ以外の人間の美点を完成させるものである。

お国自慢や自分自慢のナルシシズムから抜け出すには「謙虚さと客観性と理性を」育てなければならない。「愛するということ」には、その対象に対する無限の尊敬の念がともなうが、尊敬が対象のありのままの姿をみて、それを唯一無二の存在として知る能力だとすると、愛国心にもこれと同じような能力が必要となってくる。

「愛するということ」にはさらに次の段階に進んで「信じる」ことの習練を必要とする。「信じる」とはあくまで「理にかなった信念」であり、「自分自身の思考や感情の経験に基づいた確信」である。それは、合理的思考の構成要素であるが、同時に自らの愛 愛国心 に対する信念を通じて他人の可能性を「信じる」事でもある。

第二章 国家とは何か

国家の喚起するイメージ

著者の生きてきた戦後民主主義

戦後60年の間、東アジア地域で日本だけが唯一一貫して平和と民主主義と繁栄を謳歌してきた。

「日本国民」を意識しないですんできた日本

国家意識や「日本国民」というアイデンティティの希薄さには、明らかに戦後民主主義の国家構造を支える国際的な与件が働いている。

つまり、冷戦という東アジアの構造的な与件が、日本という国家の国民という立場を自覚的に意識しなくてもすむ歴史的な条件になっていた。

台湾と韓国の高圧的弾圧装置は、暴力装置を欠き国家としては不完全な日本国家をして、アメリカの庇護の下で東北アジア地域という枠組みの中で完全な国家たらしめる、という機能を担っていたのである。すなわち、日本の国家構造は、かたちのうえではかつてのような強力な軍事・国内治安装置を奪われたが、そうした装置はそれらがまさに必要とされた国外の近隣地域で再生され、アメリカの費用負担によって維持されたのである。そうした軍事装置やアメリカによる費用負担がなかったならば、日本の防衛費は、対GNP比約一パーセントという水準をはるかに上回るものとなったはずである。朝鮮半島がすべて共産化したと仮定した場合には、日本の戦後民主主義が生きつづけられたかどうかとも疑わしい。(ブルース・カミングス「世界システムにおける日本の位置」『歴史としての戦後日本』上)

しかし...

・東北アジアの冷戦構造の崩壊と流動化のなかでの南北朝鮮と中台の「敵対的な」相互依存関係に変化の兆し

・日本の「不完全国家」から「完全国家」への移行

戦後民主主義の気分を一変させつつある。

(例) 日の丸掲揚や君が代、靖国参拝や教育基本法改正、憲法改正などの諸問題の発生

1. 国家と権力 (P 6 0 ~ P 6 6)

暴力を独占する共同体

・ 国家の定義

「国家とは、ある一定の領域の内部で……この『領域』という点が特徴なのだが……正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体である」（マックス・ウェーバーの講演『職業としての政治』の一節より）

国家以外のすべての個人や団体に対して国家の許容する範囲内でのみ物力的な暴力を行使する権利が認められなくなるため、国家だけが暴力を行使する権利のただ一つの源泉となる。

国家は個人の意志の上位にあり、命令を下すばかりでなく、それを強制しうるような一種の実力、あるいはそれがむき出しになった暴力の観念が結びついていることになる。

「正当な」暴力や実力

国家に結びついている観念としての暴力は、あくまでも「正当」なものでなければならぬ。また国家は、一定の規則にしたがって行使される権力の観念に結びついているとともに、国家は実際において承認され「正当化」されたものとして認められる権威と結びついている。

国家は暴力あるいは実力の観念と結びついているが、同時にそれは組織化され制度化された権力に他ならない。

具体的には警察権力や裁判所といった秩序を強制する機関をもった、統治機構としての国家。

権力は集団に属する

統治機構としての国家は対外的国内的ともに、外敵や国内の犯罪者といった、権力構造の挑戦者から守る最後の手段として仮借のない暴力行使をいとわない場合がある。そのために暴力は権力の必須条件であり、暴力と権力はたいてい一緒に現れるように見えるが、暴力と権力は異なった現象とみなすべき。

暴力と権力の比較

- ・暴力...「道具的」なもので、追求する目的による導きと正当化を必要とする。
- ・権力...一見すると国家の追求する特定の目的のための手段のように見えるが権力構造そのものはあらゆる目的に先立って存在している。

つまり権力は、「ただ単に行為するだけでなく、(他者と)一致して行為する人間の能力」に対応しており、権力は決して個人の性質ではない。

権力は、「集団に属すものであり、集団が集団として維持されているかぎりにおいてのみ存在しつづける」とみなされるべき。

暴力が権力を消し去る

暴力と権力の関係

『権力の無力』...暴力が絶対的に支配するところでは権力は不在にならざるをえない。権力が集中して肥大化すればするほど統率力を失っていくという矛盾の関係。こういった関係は単に抑圧的な全体主義国家や独裁的な途上国に限ってみられるものではない。

(例)一方では月旅行を週末の旅行よりも危険のないものにするほどの科学的な制御能力を誇る「地上最強の国」が、他方では「地上最小国のひとつ(ベトナム)」において、関係者すべてにとって明らかに悲惨である戦争を終わらせることについてはお手上げ」の状態にあった。(ベトナム戦争、学生叛乱、公民権運動で揺れ動く1960年代のアメリカ)

2. 国家と国民 (P66 ~ P73)

「主権」の発見

国家だけが暴力行使への権利の唯一の源泉になる = 社会のどこかに国家の精髓である権力、「最高の権力」の存在の不可欠

ジャン・ボダンによる領土的・民族的独立と最高の法的権力とを結合する**主権**という新しい観念の発見

(歴史的にはローマ法王に地上における最高の権威を認めようとした神権論にまで遡る)

のち、フランス革命において、

ルソーによる、「国家と国民を結びつけて国民の原理を近代国家における正当制の究極の根拠とするに至る思想的基礎づけ」の実現

民主主義と手を携えるナショナリズム

フランス革命の意義

教会やギルド、都市といった「中間団体を担い手とする多元主義を原理的に克服し、諸個人と集権的国家とがむかいあう二極構造の社会を基礎づけた」。

つまり、フランス革命ではじめて主権的な国民国家と「人一般＝個人」を担い手とする「人権」との連関と緊張がはじめて成立することになった。

ルソー的な愛国心

国民の矜持でもあり、「自由への愛」・「自己主張」・「法の尊重」でもある。

(矜持...自分の能力を信じて抱く誇り、自負、プライド)

つまり、「自由のあるところ祖国があり」「祖国あるところ幸福がある」という信念が刻み込まれることになった。

ナショナリズムは民主主義と手を携え、国家は未曾有の権力を自らのもとへかき集めることとなった。

自由への愛を含む「愛国」

ダントレーヴによる、国民に関する二つの道の分類

- ・ エトノス (民族) ... 「<自然的>な諸要素」に基づく国民。自然の存在。
- ・ デーモス (市民) ... 「<精神的>な諸要素」に基づく国民。人為の産物。

エトノスは、血縁とか人種とか、あるいは美的感性とかを重大なものに祭り上げることにならざるをえない。そのため、国とは「悠久の歴史をもった日本という土地柄」ということになり、郷土と国家とは自然に連続し、デーモスがエトノスを内包するということになってしまう。

このような国家観は幻影のプリズムを通して現実を見ている。

...国民国家と近代的な経済システムは郷土的共同体やその価値観、伝統の延長上にあるのではなく、それらを解消することによってはじめて自立性を獲得するから。

一方デーモスは、人為の所産として「人権主体として解放された個人」の高度な自発性と主体性の契機を通じて絶えず作為的に形成されてゆく共同体としての国民を指し示している。

この意味において「愛国心」は、自由への愛を含んでいる。

したがって「愛国心」を、与えられた環境への情緒的（感性的）な依存とみなすことは国民の原理そのものを蔑ろにすることであり、ましてや「愛国心」を強制することなどは自家撞着（自己矛盾）である。

アーレントの希望と悲観

3 . 国家と憲法（ P 7 4 ~ P 8 3 ）

「神々の闘争」を調停する近代立憲主義
法による支配 立憲主義の思想と仕組み

『狭義の近代的な立憲主義』と『それ以前の立憲主義』との決定的な違い

・『それ以前の立憲主義』 中世においては私的分野と公的分野、宗教的な事柄と政治的な事柄の間の区別がなく、両者が混同されていた。つまり「キリスト教的国家」は、信者の共同体でありさまざまな民族から成り立って、法王および皇帝の至高の指導のもとにある「神秘体」を構成していた。

この団体には公的権力という観念は存在せず、宗教と政治ははっきり区別されていなかった。

・『狭義の近代的な立憲主義』 近代の立憲主義は、何よりも私的・社会的領域と公的・政治的領域を判然と区別し、個人の自由と公共的決定とを両立させることを前提とする。

近代以降の時代が宗教戦争の悲惨な体験を教訓とし、異なった価値観の多元性を社会が存立する基本的な条件とするようになったため、このような区別は必然となった。

「神聖国家」だった「国体」

立憲的な憲法という基本的原理から見た戦前日本の「国体」の問題点
戦前の「国体」はその基礎を宗教や道徳といった内的な価値から切り離された、純粹に

形式的な法機構の上に成り立つ国家とは似ても似つかないある種の「神聖国家」になっていた。

それが、内外問わず凄まじい猛威をふるい、破局の坂道をころげおちていった。

この苦渋の経験から設けられた日本国憲法第20条（信教の自由と政教分離）

しかし...政教分離の壁をなし崩しの取り払おうとする動きが加速化している。

（例）「靖国問題」をきっかけとする自由民主党の「新憲法草案」、「靖国神社国営化」案

政教分離規定と靖国問題

靖国問題内 A 級戦犯合祀問題解消への与党内からの提案に含まれない政教分離の原則

与党内から提案された A 級戦犯合祀問題解消のための宗教法人としての靖国神社「自主解散」と施設の非宗教化そして「国営化」。これには靖国の儀礼を「社会的儀礼」の範囲内とすることによる事実上の靖国神社国家護持と本質的に変わらない考えが潜んでいる。

自民党の「新憲法草案」第20条第3項に対応

「新憲法草案」第20条第3項.....「国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であって、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行ってはならない」

自民党の「新憲法草案」第20条第3項の規定による限り、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲」であれば国及び公共団体はいくらでも援助、助長、促進ができることになる。

戦前、キリスト者や仏法者までもが靖国信仰を「愛国心」の発揚とみなして政教分離の近代的原理を踏みにじることに加担しており、
信教の自由と政教分離の原則を踏み外したままの靖国問題内 A 級戦犯合祀問題解消にむけての与党提案は暴論...か...？

カール・シュミットの「憲法論」

国家と憲法について考える場合の二つの対立する基本的図式

国家 = 憲法

憲法 = 国家

- ・「絶対的憲法概念」と言える「統一的全体としての憲法」(国家 = 憲法)
「絶対的憲法概念」を「実存するあらゆる政治的統一体とともにのおのずから与えられる具体的な存在様式」と規定

つまりこの場合の憲法とは特定の国家の政治的統一と社会秩序の具体的な全体状態を指す

- ・「総体的憲法概念」とみなすべき「多数の個別法律としての憲法」(憲法 = 国家)
「絶対的憲法概念」を「最高かつ究極の規範の統一的、完結的体系」と規定

つまりこの場合の憲法とは、最高法規であり、法の法、「規範の規範」であり、国家は根本規範に基づく法秩序、すなわち法規範の統一体に他ならない

シュミットのねらい 国民の統一的な意志と法実証的な規範を対立させ、国民の統一的な意志の優越的回復を唱えること。すなわち、憲法は、それが力または権威を示す「憲法制定権力」に由来し、その「意志」によって定立されるがゆえに妥当することを明らかにする。

秩序と統一の本質は国家の「政治的実存」にあるのであって、法律や規則、何らかの「規範的なもの」にあるわけではないことをはっきりさせようとした。

国民というのは自己の政治的特性を意識し政治的実存への意思を有する政治的な行動能力ある統一体としての人民のことをいい、これに対し、国民として実存しない人民は何らか人種的または文化的に合体しているが、必ずしも政治的に実存する人間結合ではない。人民の憲法制定権力の理論は、政治的実存への自覚した意思、したがって国民を前提する。(シュミット『憲法論』)

自民党草案に息づく「憲法制定権力」

シュミットの憲法論での意志決定の考え = 自民党「新憲法草案」の基調？

草案の全文...「日本国民は、自らの意思と決定に基づき、主権者として、ここに新しい

憲法を制定する」

『憲法制定権力は「政治的意志」であり、その意志の力によって、自らの政治的実存の態様と形式についての具体的な「全体決定」を下す能力を指す』という憲法制定権力の考え

しかし...

憲法制定の意味が「エトノス」という測りがたい力を「デーモス」という責任ある権威へと転化することにあることが真剣に受け止められているだろうか？

「押し付け憲法」によって奪われてきた憲法制定権力行使のひたすらな機会回復、それによる国家と国民の「政治的自同性」を高めようとしているだけではないか？

「第三次国民国家」への過渡期にある日本

現在私たちが生きている時代は60年近い戦後体制を終え、次の第3次国民国家が立ち上がりつつある過渡期

・改憲論議から「新憲法制定」という新たな段階へと突き進みつつある動き

4. 国家と国家 (P84 ~ P87)

日中韓の「愛国」競争

国家と国家の関係

孤立して存在しているわけではない。国家は、同じく主権を備えた他の諸国家の存在を前提

- ・日中韓の諸国家間にある「パトリオット・ゲーム（「愛国」競争）」
- ・歴史を通じて国民のなかに蓄積されてきた過去の記憶と「国民感情の悪循環」

東アジアの残滓（ざんし）

・歴史、文化、文字、宗教など、中華帝国を中心とする文化的・政治的空間のなかに朝鮮や琉球、日本など、それぞれにミクロの世界をなす王権の複合的なネットワークからなっていた東北アジア

・いち早く国民化の諸制度や諸装置、イデオロギーを「発見」「創造」していった日本の、領土、主権、国境といった国民国家システムの導入

近代世界に化体したかに思われた日本だったがしかし...

天皇制、家族制度、教育勅語、憲法構想、軍人勅諭といった国民制度と思想のなかに「東アジア世界の特性の残りかす」は残っていた。

克服されない「民族感情の悪循環」

・「残滓」の共有にもかかわらず横断的に国家と国家が結びつくことのなかった東北アジア

日本はその残滓を敗戦によって他律的に清算し、単一民族的な国民国家に復帰。植民地帝国・日本の解体と脱植民地化は、東北アジアにおける米ソの勢力分割の力学によって進められた。

冷戦体制のもとで朝鮮戦争以後、東北アジアの安全保障構造の固定化が進み、巨大な治安・軍事組織を抱える韓国と台湾が、日本の後背地として共産中国と北朝鮮に対する封じ込めの前線に位置することとなった。

こうして冷戦期には、アメリカの圧倒的な覇権のもとに中心部、準周辺部、周辺部というヒエラルキー構造がこの東北アジア地域に形成されたが、この間、この地域には過去の集合的記憶とそれに根ざす「民族感情の悪循環」を克服して「一国的な視角と世界体制的な視角」を媒介する「東北アジア的視角」が共有されることはなかった。

第三章 日本という「国格」

1 「自然」と「作為」 P. 90 ~ 94

(1) 「エトノス」と「デーモス」

国民を、「エトノス」とみなすか、「デーモス」とみなすかで、「国格」(=国家のあり方)も変わる。

ふたつの系列に整理できる。	「エトノス」	「(感性的)自然」	「血」	「民族共同体」
	「デーモス」	「(意志的)作為」	「契約」	「国民共同体」

これらは、ある意味で、

「パトス(感情)」=「審美(文化)」 と 「ロゴス(論理)」=「政治」

の対比としても捉える事ができる。

問題は、矛盾を孕んだ関係である、このふたつの系列が

どんなふうに牽引し合いながら日本という「国格」を形作ってきたのか、明らかにすること。

2 「国体」の近代 P. 94 ~ 104

(1) 「不可侵」という呪力

戦前の「国格」について考えるとき、どうしても「国体」を避けて通ることはできない。

しかし、「国体」の核心が何なのか、ほとんどわからないままだった。(否定する者は弾圧されるが)

「国体」は、何かを意味するというよりは、むしろその意味されるところのものが不変であり、「不可侵」であることを示すことにその最大の機能があるような「記号」だったともいえる。

(2) 「統帥権」という魔物

1930年のロンドン軍縮条約をめぐる統帥権干犯問題。やがて、国体明徴運動の高まり。

「天皇機関説」は排撃され、神がかりな「国体論」がはびこり、

「統帥権」は、三権に超越して、日本国の胎内にべつの国家を作り出すことになった。

挙国一致と一億一心が熱狂的に叫ばれるほど、

舞台裏での支配権力間の横の分裂は激化していった。= 「政治力の多元的併存」

結局、「政治力の多元的併存」は戦争という破局的な事態においても克服されず、

統一的な国家意志が内外にあきらかにされることはなかった。

(3) 明治憲法の「舶来性」と 創出された「国民」と「天皇」

ネーションとして国民をひとつにまとめるため、明治国家はさし当り、「国家」という皮膚を完成させた。しかし、それまで小集団に向けられていた愛郷心や忠誠心を決定的に民族に向け、更に国民意識にまで高めることは至難の業だった。

そこで、統一的な国民意識を作り出すため、明治国家は、当時では無か空に近かった天皇を、虚構ながら、論理と価値の頂点におき、この世をみな平等にしようとした。そして、国民をすべて天皇の「臣民」としてひとつにまとめる国家の機軸として、「国体」を用いた。

その「国体」は、悠久の歴史に正当性の根拠を置く古い「国体」の復古ではなく、近代的な舶来の憲法や、国家論によって縁取られる「国体」であった。

= 自然的存在としての「国体」から「憲法」を作ろうとしたのではなく、むしろ、「国体」の「憲法」を作ろうとした。

これは、明らかに、「デーモス」の系列に属している。・・・レジメ 第三章 - 1 - (1)

(4) 天皇機関説の排撃と、国体明徴運動

しかし、それは同時に、「国体の憲法」に曖昧さを作り出すことになった。

・・・天皇は、憲法の外にいる絶対的統治者の顔と、憲法によって権限が制約される立憲君主の顔のふたつの顔を持つことになった。 = 神話性 と 近代性 が重なり合っていた。

「国体の憲法」は、国家権力を縛る立憲主義的な法典にとどまらず、「現人神」天皇の絶対性を告げる「聖典」になってしまい、その結果、皇祖神の究極的根拠は、事跡のなかにあるとみなされ、「国体の憲法」は、「作為的」な近代性を削ぎ落とされて、「自然」の姿態をまとうことになった。

「エトノス」の系列に通じている。

(5) 国体が恐れた個人主義

「国体」は最も恐れる「個人主義」の蔓延を防ぎ止めるべく国民一致団結しなければならなかった。

国民の「自然の心」の一体感を揺るがしかねない「個人析出一般」への拒絶反応として、とりわけ社会的・国家的危機の際に猛烈な反動を呼んだ。・・・ 1920年代からの「超国家主義」日本という「国格」を示す「国体」はその後、異常な戦時的適応を取りつつ、破局へと転落する。

「グローバル化」や「自己責任」と置き換えれば、現在の事態に当てはまるといえる。

・・・感性的な世界の醇化が心構えとして説かれている点では共通している。

「政治」を「審美」的な意識に還元することで、「政治」を伝統に解消してしまうことを意味している。その場合、どんな苛酷な政治的現実も、それが形成され終わった瞬間に、そのまま過去として歴史として美化されていくことになる。

3 戦後の「この国のかたち」

P. 104 ~ 111

(1) 平和日本の象徴

敗戦は、それまでの国家の機軸であった「**国体**」に決定的な影響を与えた。「**国体**」に求心力を見だしていた**国民意識**は、その中心的な支柱を失って社会の表層から姿を消した。

その中、新たな「この国のかたち」を廃墟の中から模索する試みは途絶えることはなかった。

最も有力な「**この国のかたち**」が、新憲法を機軸とする、「平和日本」と「民主日本」の理想であり、そして、この理想を可視化する「**象徴**」として、**天皇** が再び登場することになった。

南原繁 **戦後の「この国のかたち」**の重要な部分を担う、南原繁の考え。

・・・憲法革命を通じて、「**国体**」そのものが変わってしまったが、民主主義の普遍的な根拠の上に、(本来対立する**国民主権**と**君主主権**が融合する)日本古来の**君民同治の精神**によって、日本に固有の天皇を「表象」とする、独自の民主主義が確立されたとする考え。

こうして、天皇は、新たに「日本国の象徴」、「日本国民統合の象徴」として、「民族」の理想と性格を具現し、国民の間に「精神的固有の位置」を永久に保つことになった。

= 「新たな天皇制の不動の基礎」が確立された。

(2) 占領者の痕跡

戦後の「この国のかたち」の決定的な「**始まり**」は、天皇 躬らが進んで国民との結合を人と人との関係に置き換えたことである。・・・**敗戦翌年の「年頭勅書」**。

ただし、「君民同治」の共同体民主主義は、明治国家の「五箇条之御誓文」のなかにすでにあった。

(年頭勅書の冒頭に、「五箇条之御誓文」が引用されている)

その意味で、「新たな天皇制の不動の基礎」は、明治国家の事跡の中にもとめられている。

しかし、戦後の「この国のかたち」の「**始まり**」には、ハッキリと**占領者の痕跡**が刻み込まれている。

- ・勅書がGHQの指導のもと、取り仕切られたこと
- ・勅書が、憲法改正草案要綱発表の伏線だったこと

(3) 戦後期を脱していない

上位の国際的権力との従属的な談合によって作り上げられた体制は、基本的には変わっておらず、「国際的な観点あるいは戦後処理の観点からみる」とき、日本はまだ戦後期を脱していない。

従属的な談合によって作り上げられた体制のもと、戦後昭和の「この国のかたち」は、最も安定し、ある意味で城内平和の時代であったが、その間、旧帝国の「国体」に匹敵するような吸引力をもった新鮮な使命感をかきたてる「愛国」が、国民の間に育まれることはなかった。

しかし、「中韓の反日デモ」、「靖国問題」などで、戦後の「この国のかたち」が問題の焦点に浮上した。

4 「不満足の愛国心」

P. 111 ~ 122

(1) (小泉)元首相に欠けているもの

「靖国参拝」を「心の問題」と強弁し続けた小泉元首相は2006年8月、終戦記念日に参拝を済ませた。新聞報道によると、若者たちからは異口同音に、「日本に生まれた以上、日本に尽くすのは当然」や「自分たちイコール国だから」といった声が聞かれたようだ。

小泉元首相や若者たちには、決定的なものが欠けている。

「負けたとき、死者になんと言えればいいのか」という、「敗残の悲痛」な「体験」の奥深く刻み込まれていた煩悶と懊悩の痕跡が欠けている。

(・・・「祖国の祭壇」で自らの「不満足の愛国心」に生身を引き裂かれること。)

(2) 「反対だが協力する」

「祖国に対する強い愛情」と「政府の現実の政策に対する軽蔑と呪詛」は、心を分裂の状況にする。

心の分裂から逃れる道のひとつに、「反対だが協力する」道がある。 = 「不満足の愛国心」

(南原繁「南原繁著作集」) 南原繁の懺悔と怒り

・・・国家が存亡の分かれ目に立っているとき、個々人の意志がどうであろうとも、我々は国民全体の意志によって行動し、愛する祖国と運命を共にしなければならない。ただ、民族は個人と同じように多くの失敗と過誤を冒す。そのとき、わが民族は、大きな犠牲と償いを払わねばならない。(国の命を拒んでも良心に従えと言えなかった自らの怯懦と勇気のなさを恥じつつも、敢えてそう言うことをためらわざるをえなかった胸の内を語っている。)

戦争で死んだ者たちは、自ら進んで国民的罪過に対する贖罪の犠牲になった。

(こうして、彼らが無駄死でなかったとして、なんとか肯定的な形で慰めようとした。)

そして、日本国民は、彼らの死を受けとめる「苦悩」のなかから、「平和と道義の真正日本の建設と新日本文化の創造」が成し遂げられなければならない。

これは、多くの日本国民が進もうとした「**不満足の愛国心**」の道だったのではないか。

(3) 「東亜新秩序の亡霊」

しかし、「**不満足の愛国心**」の道は、早くも挫折を余儀なくされた。

- ・・・敗戦から20年、映画やラジオ、マスコミや文学、学問の世界でも、「こんどの戦争を日本の過誤や不法と見ないで、かえってその歴史的意義を強調しようとする試み」が注目されるようになった。

「平和と道義の真正日本の建設と新日本文化の創造」(= 「**不満足の愛国心**」の道) が立ち枯れつつあり、しかも、国民的歴史観すらも「敗戦の悲痛」からかけ離れ、ますます上滑りなものになってく傾向を意味する。

ただ、この傾向は、戦後の「この国のかたち」の「始まり」によって予め定められていたと言える。

- ・・・「この国のかたち」は、「**談合体制**」によって、基盤を築くことができたからである。

(・・・上位の国際的権力との**従属的な談合によって作り上げられた体制**)

東京裁判は、新日本の「象徴」を免責するための劇的なパフォーマンスの意味もあり、「新たな天皇制の不動の基礎」が築かれたが、同時に、その後長く尾を引く論争を残し(東京裁判史観)、国民自らの力で歴史を総括する道を塞ぐことになった。

(4) 首相参拝で解けた封印

小泉元首相の「靖国参拝」をキッカケとする「靖国問題」は、元首相の意図に関わりなく、皮肉にも、そのような戦後の「この国のかたち」の中に封印されてきたねじれを解き放ち、あらためてそれを白日の下にさらけだした。

戦後処理をめぐるわだかまりはより深くなる一方であり、「東京裁判史観」を否定しない限り、日本の精神的復興はありえないとする見方が波紋のように広がってきている。

戦後60年で、戦後の「この国のかたち」は痛切な悔恨と罪責の念をほとんど洗い落としつつある。

第四章 愛国の作法

1 何が問題か

P. 124 ~ 142

いま沸き立ちつつある「愛国心」では、**政治的リアリズム**が急速に失われつつある。

・・・国の政治の**技術的な側面が疎かになり、いたずらにスローガンの国家の行動目標が声高に**さげられるようになったのはなぜか。

この背景には、**3つの問題**がある。

(1) 愛国は愛郷の延長ではない

第一の問題は、「**エトノス**」をベースとする「民族国家原理」と、「**デーモス**」をベースとする「国民国家原理」とが、**区別されないまま、たえず前者に引っ張られる形の「国家」**の理解が正常だと思われているという問題。

= **美しい伝統や、繊細な情緒的感受性の文化といった、感性的な存在としての「民族(エトノス)」から「国家」を理解することが最も自然だと実感されている。**

しかし、郷土に対する愛着 = 「**郷土愛**」は、**そっくりそのまま「祖国愛」や「愛国心」に連続的に繋がってはいない。**・・・第四章 - 2

・国は又つとそこにあるわけではない

近代的な意味で立憲主義に基づく「国家」とは、歴史や伝統や文化ではなく、人々の意思的な結合によって成り立つ「国民国家」(「デーモス」をベースとする人工国家)のはずである。

この意味で国家は、公共社会を主体的に担う**不断の作為的な営為**によって成り立っている。

そうであるのに、「**(規範的な) 作為**」が、「**(感性的な) 自然**」に還元され、「愛国者」であることが規範に媒介されない伝統や文化を愛することと同じだとすれば、「悠久の歴史を持つ日本という土地柄」への愛着を声高に叫ぶ人々だけが「愛国者」とみなされることになる。

軍の下僚の**無法が既成事実(歴史)**として黙認され、国家が戦争に引きずり込まれた戦前の日本。

・・・それは、政治力の多元的な併存と拮抗を生じさせ、政治的統合に基づく国家的意志を明示的に打ち出すことすらできなかった。そして、大言壮語が勢いを増していった。

(2) ナルシシズム的「自愛の精神」

第二の問題は、**華々しい大言壮語の空疎さを埋めるように、情緒的な感性や感覚的な「自然」が普遍性の衣をまとって立ち現れてくる**という問題。

・・・「**ものあわれ**」「自然への繊細で審美的な感受性」「**日本民族の美意識**」など。

これらでは、政治が政治に固有のロジックをもった公的な性格の営みとして意識される以前に、政治の作用が日常的な生活意識の次元で、その美意識の内容として受けとられている。

この、一種の反政治思想的な耽美的パトリオティズムこそ、

戦争イデオログとしての日本浪漫派が急速な伝染力をもった理由であった。

(3) マス化と原子化

第三の問題は、マス化(集団化?)と原子化という問題。

(ハンナ・アーレント「全体主義の起源」)

- ・・・社会的構造・社会的帰属から締め出され、政治的に代表されない立場に追いやられた大衆は、ばらばらになった個人からなる大衆でもある。そしてマス化にともなう特有の個人化とアトム化こそ、全体主義の支配と運動にとって不可欠な条件なのだ。

ただし、戦前の日本の場合、町内会や村落共同体といった、伝統的な中間集団を介在して、超国家主義的な上からの動因が成し遂げられたのであり、アーレントが描いた全体主義運動がそのまま出現したのではない。伝統的な国家主義の「異常な戦時的適応」のはてに自滅した。

(戦後の日本は、圧倒的多数の都市人口の現出とともに、共同体を原型とする伝統的な人間関係のパターンも影響力を失いつつあり、大衆は増えつつある。)

- ・原子化した大衆が突如ファナティック(熱狂的)に

丸山眞男の分析 (丸山眞男「丸山眞男集」第9巻)

「個人析出のパターン」 「自立化」・ 「民主化」・ 「私化」・ 「原子化」

「私化」・・・政治的權威の中心から距離を置き、しかも横の連帯やコミュニケーションが欠けている「非結社形成的」な性格の態度様式。政治に対する無関心が社会的実践からの隠遁によって彩られる。

「原子化」・・・社会的な根無し草の状態。政治に対する無関心が、突如としてファナティック(熱狂的)な政治参加に転化することがある。

近代日本も、戦後日本も、平常状態では「私化」が優勢で、激動期には「原子化」が基調である。

つまり、相変わらず、「私化」が安定期の支配的なパターンだった。

・・・『理想』とか『希望』への自己投射のうちに価値を見出そうとするのではなく、与えられた『規範』のすべてを拒否しつつ、『生活』そのものの全領域に広がる『実感』の操作・構成によって、いわば暫定的な価値視角を設定しようとする立場といえる。

これは、感性的な一元化の傾向に通じている。

・リアリズムなきスローガンに動かされる大衆

「自由競争」や「個人主義」、また、「グローバル化」や「自己責任」が、ジャングルの法則しか知らない優勝劣敗の世界である、とのイメージと結びついた場合、「私化」が急激に「原子化」に転化し、猛烈な反動（全体主義運動？）を呼び起こすことにならざるをえない。

その結果、感性的な一元化の傾向は、情緒的な帰属共同体への強い郷愁へと吸い寄せられる。

しかも、戦後、旧来の共同体を原型とする、伝統的な人間関係のパターンは、影響力を失いつつあり、「ばらばらになった個人からなる大衆」が増えつつある。

これらの大衆に訴え動かすことができるのは、具体的な政治状況ではなく、

「歴史的瞬間なるもの一般にのみ対応するきわめて概括的なスローガン」となる。

・・・「国家の品格」「美醜の感覚」「美しい国」などの、政治的リアリズムなきスローガン。

現在、政治的リアリズムがやせ細る一方、感性的な実感や情緒的な美辞麗句が肥大化しつつあり、今また、戦争へと転落した近代日本の状態に、迷い込む可能性がないとは言えない。

「愛国」という電流の走るような言葉の取り扱いには注意が必要だ。

2 「愛郷」と「愛国」

P. 143 ~ 159

(1) 「愛国心」は自然な感情なのか

「愛国心」を強制する側も、それに反対する側も、国を愛すること(=「愛国心」)は、自然な感情であると考えている。それは、「愛国心」が「郷土愛・愛郷心」の同心円的な拡大と思われているからだ。

しかし、「国家」は自然的愛情の直接の対象ではなく、実は、人間の感覚や経験を超えた抽象的な

のであって、想像力の頼らなければ具体的につかむことはできない。

- ・・・国家が最高の奉仕として要求する「人間の生命の放棄」は、人間の自然的感情とかけ離れている。そして、この距離を埋めるのが、**教育の力**である。

始原的な「郷土愛」と「愛国心」が連続しているとはいえず、

国を愛する気持ちは、決して自然的な感情ではない。

(2) パトリアを切断した国民国家

「**パトリオティズム**（愛郷心・郷土愛）」は、始原的な共同体や集団への愛着を示している。

近代の国民国家は、「パトリア（故郷）」の連続的な拡大を切断するところから始めて成立した。

- ・・・封建社会の「不動性の観念」は、資本主義の興隆による流動化で失われた。

(3) 故郷離脱者たちのナショナリズム

ナショナリズムは、「故郷離脱」から生まれた。

- ・・・「ナショナリティーとは、自分に生をあたえ育ててくれた故郷のふところへ戻ることを、容易に夢見ることができないときに生ずる」（アンダーソン 「比較の亡霊」）

「郷土感情」と「国土感情」は一体のものではない。

- ・・・祖国は、自分が見たこともなく、思い出によって結ばれてもいない町や村のすべてを含む。

- ・**パーリアとしての苦痛**（著者＝姜尚中 は、熊本で生まれ育った在日コリアンである。）

在日コリアンは、公共的空間から追放され、あたかも存在しないような「見捨てられた人々」であり、「完全に私的な生活」となり、自分たちの「場所」を見だしえなかった。**パーリア**の状況

しかし**パーリア**的存在の在日コリアンも、「郷土」への**愛着**は、身体化された記憶としていき続ける。

すべての人々が、「日本人」や「日本国民」という前に、

「郷土」あるいは「故郷」への愛着をどこかに仕舞い込んでいる。

(4) 微妙な共棲関係

「愛郷」と「愛国」は微妙な共棲関係にある。

一方では、「愛郷」は国家的統一のため、「愛国」に自然な感情の装いをほどこす、補完的役割として利用され、反面、「愛郷」は国家目的の遂行の障害となる「郷党根性」として**排撃**されることもある。

(5) パトリアの再生で国境を「下から」超える

市場経済の拡大は、国民的連帯の分解を推し進めつつあり、公的な所得再配分メカニズムの縮小とともに、そのしわ寄せは、地域社会の崩壊となって現れつつある。

そして現在、「郷土」の再建を目指し、地域社会の新しいコミュニティの再生やアソシエーション（自発的な結社）などの「自治」となって活性化されつつある。

国家による集権的な統治から多元的で分権的な自治への移行を示しており、新たな「パトリア」形成の動きといえる。そして、「愛郷」の新たな再生が、より多元的な社会的連帯の可能性を切り開いていくかもしれない。

・・・「パーリア」的存在の人々も、「人々の生存を規定する地域に積極的のコミットする、愛郷心」を共有できるようになる。

ただし、それでもなお、ハンナ・アーレントの指摘。（「パーリアとしてのユダヤ人」）

・・・一人の人間は、個人としての逃げ道などものは存在せず、ただ自分たちの属している国民の中の人間として、しかも他の国民と協調する国民の一人として、共通の人間世界を打ち立てることができると指摘している。

なぜ「国民」なのか、そして、愛国はそれとどうかかわるのか。

3 「国民の 善性」と「愛国」

P. 160 ~ 176

(1) 国民の「正しさ」はどこに由来するのか

ベネディクト・アンダーソンの「国民の 善性」という考え方。

首相の靖国参拝が、内外の重大な問題として浮上したとき、「なぜそんなにわたしたち日本国民のことを悪く言うのか」など、素朴な反発を感じた人も多かったのではないかな。

いかなる罪を政府が犯そうとも、そしてその時々国民がいかに加担しようとも、

「我が国」は、究極的には「善」であるという感情から発している。

(2) いまだ生まれざる者たちへの期待 （国民の「未来」に関わる「善性」）

「未来の日本人」には、社会的・政治的 な特徴がない。（経営者が労働者が、男か女が、など）

一切の社会的相貌がないという「単色の純粋性」・・・日本人の善性を保障

(3) 国のために死んだ者たち (国民の「過去」に関わる「善性」)

靖国神社は、「死者たち」をすべて同等に「戦没者」として扱っている。

(戦場といえない場所での殺戮・餓死・病死などを区別していない)

・・・国のために死んだ「献身的な犠牲者」という一点で、平等に「英霊」として合祀される。

それぞれの社会的相貌はかき消され、「単色の純粋性」が残る・・・日本人の善性を保障

(4) 未来の世代の先祖となるために

独立国としての「愛国的志操」が少しでもあるならば、国のために死んだ「献身的な犠牲者」に敬意と哀悼の意を表すべき、などの「愛国的な靖国擁護論」が、多くの日本人に共感を持って受け入れられるのも、「国民の善性」への寄りかかりがあるからに違いない。

そして、そう唱える人々は同時に、「死者たち」と「いまだ生まれざる者たち」の「鏡像的な関係」を自覚しているはずである。 = 「未来の日本人」に対して、「死者たち」と「自分たち」を、誇りを持って想像してほしいと願っている。

「国民の善性」は、国民に関わる「未来」と「過去」とが、互いの姿を鏡で映し合うようにして、保障している。

(5) 「もう一度やり直す」

マックス・ウェーバーの演説

・・・「いまだ生まれざる未来のドイツ人」に、「ドイツの現状を恥じている。」

「未来の国民から発せられる期待」に答えられるかどうかは、「生きている者たち」の双肩にかかっている。「過去」と「未来」の国民の「善性」は、「現在」の一点で結びつけられる。

マックス・ウェーバーの演説には、「どんなに悪徳と暴虐の限りを尽くした国家と、それに手を染めた国民であったとしても、『もう一度やり直せる』に違いない。」という思いがあった。

・・・このような「善意」が国民の持続性を支えていることになる。

ところが、「愛国的な靖国擁護論」の場合、侵略の歴史と結びついた「死者たち」も、単色の

純粋性として、そのまま「いまだ生まれざる者たち」の相貌に刻み付けていくことになる。

・・・「もう一度」否定されたものを「やり直す」事と同じになる。

「生きている者たち」が担うべき課題は、「死者たち」と「いまだ生まれざる者たち」の「鏡像的な関係」を望ましいものにするため、「もう一度やり直す」ことにある。

著者(=姜尚中)が言う「愛国」は、「もう一度やり直す」ことを徹底させることを意味する。

(6) 石橋湛山の靖国廃止論 (リベラル保守の政治家)

・・・戦後いち早く、東京裁判より前に唱えている。

なぜ靖国神社を謹んで廃止した方がいいのか？

「国際的な配慮」

- ・ 敗戦国民となって、戦没将兵を護国の英雄としてその武功を讃える事はもはや許されない。
- ・ 連合国から「精神的武装解除」を要求されていたが、
先に、祭礼の中止といった干渉を受けることになれば、「死者たち」に屈辱を与える。

「いまだ生まれざる者たち」への配慮

- ・・・靖国神社の存続は、「屈辱と怨恨の記念として永く陰惨の跡」を残すことになり、
日本の将来のために、断じて歓迎すべき事ではない。

怨みを含み持つ神を祀る施設を廃絶し、人心を一新して「無武装の平和日本」を実現し、

「その功德を世界に及ぼす」大悲願を立てることを勧めた。

戦死者をすべて、「国のために死んだ」「献身的な犠牲者」として同等のものと扱う、

(死者たちの)「単色の純粋性」を断固として拒絶した。

・・・この戦争は国民全体の責任であるが、その中には軽重の差がなければならないと言っている。

石橋的「愛国」・・・政治的リアリズムにしっかりと片足を置き、

「無武装の平和日本」という理想に軸足を置くような愛国。

(7) リベラル保守の蘇生を

靖国神社は、戦後もなお国家と一心同体であり続けた。

理想を持ったリベラル保守の「愛国」が立ち腐れになってきたことを意味する。

政治的リアリズム無き「愛国」の大言壮語は、極端から極端へとブレる政治的パターンが繰り返される危険がある。 石橋のようなリベラル保守の「愛国」が蘇ってほしい。

4 「愛国」の努力 P. 177 ~ 190

(1) 「祖国のために死ぬこと」

歴史的にみれば、本来抽象的な団体に他ならない国家は、「神秘体」とみなす考え方が現れ、やがて近代の「国家主義」の道を滑降し、最後には「民族主義的な狂乱」の灰燼に帰した。 過去の日本の超国家主義もまた、このような狂乱のひとつであった。

にもかかわらず、最近の「愛国」の盛り上がりで、正しかろうが、誤っていようが、「祖国のために死ぬこと」は、国民としての本望だといわんばかりの「愛国論」が大手を振って闊歩しているのはなぜか。

(2) 自己犠牲の「崇高さ」

「国のために死ぬこと」に、何か「崇高さ」を感じ、頭を垂れなくなるのはなぜか。

「国のための死者」の生命の穴埋めとなる、「崇高な」情緒的等価物を見失ってしまった(と思える)戦後の日本に対する苛立ちである。

・・・歴史家 E・H・カントロヴィッチ

戦後、「冷徹な効率性」が、まさに「現実的な見方」であるとされ、あげくに、「国のための死者」の生命の穴埋めとなる情緒的な等価物をないがしろにし、「自己犠牲の高貴な観念」が失われてしまった。
簡単には否定できない。

(3) 参拝者の列がなぜ美しいか

しかし、立ち止まって考えると世俗のものに他ならない国家によって人間の死の意味づけは可能か?

靖国神社は、「死者たち」をすべて一様に「献身的な犠牲者」にしてしまう「単色の純粹性」によって、その聖なる場所でありえた。・・・これは、国家が「死者たち」を個別的な遺族の手から引き離すことで初めて可能である。 その限りで、国家的祭祀には空虚な寂寥感が漂っていたはず。

その空虚さを荘厳さと哀切に変えるのは、遺族たち一人ひとりが、「死者たち」一人ひとりに挿入する個人的な記憶や悲しみである。・・・遺族たちの個別的な「心胸」

近代国家は、人間の生死に関わる価値の領域に土足で足を踏み入れることをきっぱりと断念したところから出発した。

この意味で、「崇高さ」は「心境」(=信教)の自由の尊重から生み出されてくる。

(4) 虚偽の愛国心

竹越与三郎 明治34年「人民読本」

・・・「正しかろうが、誤っていようが、私たちの祖国」という情緒的な「愛国論」を、「虚偽の愛国心」として痛切に批判し、国家が誤りを犯すならば、決起してそれをただすのが「真正の愛国心」であると述べている。

(5) 愛国ゆえの反逆 (国に忠誠であるがゆえに反逆する)

・・・愛国に孕まれる、「忠誠」と「反逆」のダイナミックス

自らの属している共同体への「被縛感」を強く意識すればするほど、逆に「自発性」が呼び覚まされ、「反逆」の内発的なエネルギーが規範的な理念や普遍的な原理を駆動する力になりうる場合がある。

例えば、筆者(=姜尚中)の体験のエピソード 海兵隊上がりスコット・リッターの宣言

・・・「私は愛国者だ。アメリカを愛する。アメリカの憲法を愛する。だからイラク戦争に反対する。」

「被縛性」と「自発性」、「忠誠」と「反逆」の弁証法的な緊張が見事に生きている。

「内面的な被縛感をぬぎすてた裸の感性的な自我の『開放』」は、一度そのような客観的条件が潰え去ると、急速に体制への大量な同調主義に流れていく弱さを孕んでいる。

70年代初めからの日本

・・・潮が引くように政治の季節が終わりを迎え、「裸の感性的な自我の『開放』」が、「政治的無関心」と「ミーイズム」の奔流となって社会を覆った。そんななか、右と左から自滅的な叛乱が企てられ、砕け散っていった(三島由紀夫の割腹自殺事件・連合赤軍の浅間山荘事件など)。こうした発作的な痙攣が潰え去ると、「ポストモダンの酩酊状態」が訪れた。そして、それがまた潰え去ったとき、急激な勢いで「愛国」の大合唱が起こるようになった。

このような同調主義の中では、「国家や共同体を一定の規範に従わせ、国家や共同体に道徳的な願いを抱く」ような「愛国」は育たない。

むすびにかえて 「愛国」の彼方に P. 192 ~ 199

(1) 「日本の理想」

今、「愛国」や「愛国心」といった言葉が氾濫している割には、内面から突き上げてくるような「理想」がほとんど消えうせている。

・石橋湛山の「日本の理想」・・・「無武装の平和日本」の「功德」を世界に及ぼすこと。

・矢内原忠雄の「日本の理想」・・・対内的には社会正義、対外的には国際正義、
そして正義原則が発現する形式としての平和。

「愛国」の拠り所を美的基準に置くような情緒的な言説が勢いを増しつつある現在、
これら「日本の理想」は、もう一度顧みられるべきだ。

・・・政治が「可能性の技術」であるとしても、「不可能なこと」に挑戦しなければ、
「可能なこと」も成し遂げられないからである。

(2) 著者=姜尚中 の中に芽生えた愛国心

著者は、「アーレントの指摘」に従い、「パリア」性を脱却し、自らを「民族（国民）」に帰属させるため、「作画的な決断」によって韓国を選んだ。・・・レジメ 第四章 - 2 - (5)

そして、「国民の善性」の考え方での、「もう一度やり直す」ことが何か考えた。（「いまだ生まれざる者たち」と「死者たち」との「鏡像的な関係」をつなぐ「生きている者」としての著者）

・・・レジメ 第四章 - 3 - (5)

（朝鮮半島は、激しい冷戦がいまだに終わっておらず、また、第二次大戦がいまだに堅く凍りつ
いたまま残っているという認識）

朝鮮のずたずたにされた近代史に終止符を打ち、世界的規模の葛藤の博物館を「平和と併存の博物館」に変えるという理想を通じて、フィクションとしての「愛国心」が芽生えた。

(3) パトリオット・ゲームに終止符を

ただし、「もう一度やり直す」ことは、国民国家の「愛国主義」を再び蘇らせることではない。
分断された半島が、「統一コリア」となって「平和と共存の博物館」になるためには、多国間の意識的に結び付けられた、国家間の協力のネットワークが必要である。

・・・ **多国間主義**的な政治だけが、一国の行為の可能性を広げていけるのである。

そして将来、多国間にわたる信頼醸成の枠組みができ、さらに東北アジア地域主義を推し進め、この地域を揺るがす「パトリオット（愛国者）・ゲーム」に終止符を打つことができれば、「愛国」は自ら役割を

終えて、静かに消えていくであろう。

そのときを遠望しつつ、今は、「愛国」のあるべき「作法」をしっかりと見据えておくべきだ。

あとがき P. 201~

今日、「愛国」とは、どんなスタンスを意味しているのか。

地域 = 郷土（パトリア）の再生と、アジアの結びつきこそ、

「愛国」の目指すべき理想なのではないか。

「愛国」が本来、「パトリア（郷土）」への愛に他ならないとすれば、凄まじい勢いで荒廃の一途を辿りつつある地域の再生こそ、先ず「愛国」が取り組むべき課題に違いない。

論点

教育基本法の改正にあたり、「愛国心」という言葉を直接に使わなかったものの、それに準ずる表現によって愛国教育が明文化される事となった。筆者は国を愛するという事は技術であり、「習練」を通して獲得するものであると述べている。現在国が主導しようとしている愛国教育は感性的な面が強いが、「謙虚さや客観性、理性」を育むプロセスを重視した愛国教育ならば、行っても良いのだろうか？

資料

教育基本法（平成18年法律第120号）

第2条

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

+

資料

「愛国心」通知表問題

福岡市の小学校校長会が昨年度、校長や教諭らで組織する「公簿等研究委員会」に作成を委託した通知表のうち、6年生社会科の評価項目に「国を愛する心情」「日本人としての自覚」の言葉が盛り込まれていた問題。「愛国心」通知表は69校（表現の一部手直しを含む）が採用、市教委が印刷費を負担した。これに対し、市民団体が「憲法で保障された思想・心情の自由を侵す」「在日外国人の児童への差別を助長しかねない」などと批判。人権救済の申し立てを受けた県弁護士会は2月、市教委に対して両項目の削除を求める勧告を出した。

（西日本新聞：<http://www.nishinippon.co.jp/wordbox/display/461/>）

資料

国旗及び国歌に関する法律

(平成十一年八月十三日法律第百二十七号)

(国旗)

第一条 国旗は、日章旗とする。

第二条 国歌は、君が代とする。

資料

内閣総理大臣(小淵恵三)の談話(平成11年8月9日)

本日、「国旗及び国歌に関する法律」が成立いたしました。

我が国の国旗である「日章旗」と国歌である「君が代」は、いずれも長い歴史を有しており、既に慣習法として定着していたものでありますが、21世紀を目前にして、今回、成文法でその根拠が明確に規定されたことは、誠に意義深いものがあります。

国旗と国歌は、いずれの国でも、国家の象徴として大切に扱われているものであり、国家にとって、なくてはならないものであります。また、国旗と国歌は、国民の間に定着することを通じ、国民のアイデンティティーの証として重要な役割を果たしているものと考えております。

今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様方が、「日章旗」の歴史や「君が代」の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくことを願っております。

また、法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。我が国のみならず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子どもたちが、国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長することを期待いたしております。

(内閣府HP：<http://www8.cao.go.jp/chosei/kokkikokka/kokkikokka.html>)

資料

1、憲法 19 条

「思想および良心の自由は、これを犯してはならない」

2、憲法 20 条 1 項

「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」

3、憲法 21 条

「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」

4、憲法 13 条

「すべて国民は、個人として尊重される」

資料

「愛国心」は自己愛に含まれ、その拡大であるという点で、本能的な面がある。だが「愛国心」全体は決して本能ではない。「愛国心」は文明の産物である。つまり「愛国心」は、歴史として、社会制度としての文明の生む文化現象であり、そのありかたは文化によって異なる。

ということは「愛国心」には、自分が生まれ育った社会の文化への帰属意識が大きな要素となっている。「郷土愛」という面には、外来者も参加できる。「愛国心」はもう少し奥行きが深く、幅が広いだろう。「国歌愛」も入るからだ。しかし新たに国籍を得た人、永住権のある人は十分に「愛国心」を持つことが出来る。日本についても、もちろんそうだ。

自己のアイデンティティを確認していれば、自己完成へ向かって努力でき、過去の過ちを反省できる。責任を感じてもただ重荷になるだけではなく、前向きに処理できる。

(篠沢 秀夫 『愛国心の探求』)

資料

国歌が<良心の自由>を保障する以上、個人が内面で抱いている良心のないように介入して、誤りであるから正しい良心内容に作り直せといった強制を働かせることは、許されることではない。したがって、<良心の自由>はまず、個人が抱く倫理的な考え方を理由として、国家が差別や処罰を行うなど、不利益を与えるような扱いをすることを、禁止する。

(西原 博史 学校が『愛国心』を教えるとき)

論点

著者はこの本のなかで靖国問題にふれて、「靖国神社国営化案」には政教分離の壁をなし崩しに取り払おうとする動きがあると見ています。そして、「政教分離の原則を踏み外してしまえば、そのような国家は近代性の原理から逸脱し、大袈裟に言えば、陰惨な宗教戦争の時代を生きたトマス・ホップズ以前の時代に逆戻りするようなものです。」と語っています。

しかし、歴代の内閣総理大臣による靖国神社参拝がこれまでもなされており、そのつど、国内外を問わず大きな議論を巻き起こしています。「靖国参拝」を「心の問題」と強弁し続けた小泉元首相もその一例でしょう。

これらは憲法20条の政教分離の原則に照らして公職にあるものが公的もしくは私的に参拝することは違憲となるという問題に端を発しています。

はたして日本の内閣総理大臣が愛国心を理由に靖国神社に参拝するのは妥当でしょうか？

資料

「A級戦犯のためではない」首相、参拝理由を説明

小泉首相は15日午前、終戦記念日に靖国神社に参拝した理由について「8月15日を避けても批判、反発は変わらない。いつ行っても同じだ。ならば、今日は適切な日ではないか。戦没者の追悼式典も行われる。千鳥ヶ淵の戦没者墓苑にもお参りする」と説明した。

首相官邸で記者団に語った。

参拝の立場については、「総理大臣である人間・小泉純一郎が参拝している。職務として参拝しているのではない」と述べた。

また、首相は、自らの靖国参拝への批判は、< 1 > 中国、韓国の反発 < 2 > 靖国神社にA級戦犯が合祀されている < 3 > 政教分離を定めた憲法に違反 の「3点に要約される」と指摘した。

中国などの反発については「『中国、韓国の言うことを聞けばアジア外交はうまくいく』(との意見は)必ずしもそうじゃない」と強調。A級戦犯の問題では「A級戦犯のために行っているわけではない」とし、憲法との関係では、「神道を奨励し、過去の戦争を美化、正当化するために行っているのではない。(参拝は)心の問題だ。」と語った。

(2006年8月15日 11時15分 読売新聞)

<http://www.yomiuri.co.jp/feature/fe6700/news/20060815it03.htm>

資料

本年8月15日の内閣総理大臣その他の国務大臣による靖国神社公式参拝について

昭和61年8月14日
後藤田内閣官房長官談話

1 戦後40年という歴史の節目に当たる昨年8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、内閣総理大臣は、気持ちを同じくする国務大臣とともに、靖国神社にいわゆる公式参拝を行った。これは、国民や遺族の長年にわたる強い要望に応えて実施したものであり、その目的は、靖国神社が合祀している個々の祭神と関係なく、あくまで、祖国や同胞等のために犠牲となった戦没者一般を追悼し、併せて、我が国と世界の平和への決意を新たにすることであった。これに関する昨年8月14日の内閣官房長官談話は現在も存続してお

り、同談話において政府が表明した見解には何らの変更もない。

2 しかしながら、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあって、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。

3 もとより、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは、政治を行う者の当然の責務であるが、他方、我が国が平和国家として、国際社会の平和と繁栄のためにいよいよ重い責務を担うべき立場にあることを考えれば、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならない。

4 政府としては、これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した結果、明8月15日には、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした。

5 繰り返し明らかにしてきたように、公式参拝は制度化されたものではなく、その都度、実施すべきか否かを判断すべきものであるから、今回の措置が、公式参拝自体を否定ないし廃止しようとするものでないことは当然である。政府は引き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最大限の努力を傾注するつもりである。

6 各国务大臣の公式参拝については、各国务大臣において、以上述べた諸点に十分配慮して、適切に判断されるものと考えている。

昭和61年(1986年)当時の首相は中曽根康弘、靖国参拝されています。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai2/siry01_9.html

資料

政府統一見解

昭和55年11月17日衆議院議院運営委員会理事会における宮沢内閣官房長官の説明

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第20条第3項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

昭和55年は7月17日から11月27日まで鈴木善幸が総理大臣を務め、靖国神社参拝もおこなわれました。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai2/siryu1_5.html

小泉内閣総理大臣の談話

平成十三年八月十三日

わが国は明後八月十五日に、五十六回目の終戦記念日を迎えます。二十一世紀の初頭にあつて先の大戦を回顧するとき、私は、肅然たる思いがこみ上げるのを抑えることができません。この大戦で、日本は、わが国民を含め世界の多くの人々に対して、大きな惨禍をもたらしました。とりわけ、アジア近隣諸国に対しては、過去の一時期、誤った国策にもとづく植民地支配と侵略を行い、計り知れぬ惨害と苦痛を強いたのです。それはいまだに、この地の多くの人々の間に、癒しがたい傷痕となって残っています。

私はここに、こうしたわが国の悔恨の歴史を虚心に受け止め、戦争犠牲者の方々すべてに対し、深い反省とともに、謹んで哀悼の意を捧げたいと思います。

私は、二度とわが国が戦争への道を歩むことがあってはならないと考えています。私は、あの困難な時代に祖国の未来を信じて戦陣に散っていった方々の御霊の前で、今日の日本の平和と繁栄が、その尊い犠牲の上に築かれていることに改めて思いをいたし、年ごとに平和への誓いを新たにしていまいりました。私は、このような私の信念を十分説明すれば、わが国民や近隣諸国の方々にも必ず理解を得られるものと考え、総理就任後も、八月十五日に靖国参拝を行いたい旨を表明してきました。

しかし、終戦記念日が近づくにつれて、内外で私の靖国参拝是非論が声高に交わされるようになりました。その中で、国内からのみならず、国外からも、参拝自体の中止を求める声がありました。このような状況の下、終戦記念日における私の靖国参拝が、私の意図とは異なり、国内外の人々に対し、戦争を排し平和を重んずるというわが国の基本的考え方に疑念を抱かせかねないということであるならば、それは決して私の望むところではありません。私はこのような国内外の状況を真摯に受け止め、この際、私自らの決断として、同日の参拝は差し控え、日を選んで参拝を果たしたいと思っています。

総理として一旦行った発言を撤回することは、慙愧の念に堪えません。しかしながら、靖国参拝に対する私の持論は持論としても、現在の私は、幅広い国益を踏まえ、一身を投げ出して内閣総理大臣としての職責を果たし、諸課題の解決にあたらなければならぬ立場にあります。

私は、状況が許せば、できるだけ早い機会に、中国や韓国の要路の方々と膝を交えて、アジア・太平洋の未来の平和と発展についての意見を交換するとともに、先に述べたような私の信念についてもお話ししたいと考えています。

また、今後の問題として、靖国神社や千鳥が淵戦没者墓苑に対する国民の思いを尊重しつつも、内外の人々がわだかまりなく追悼の誠を捧げるにはどのようにすればよいか、議論をする必要があると私は考えております。

国民各位におかれては、私の真情を、ご理解賜りますよう切にお願い申し上げます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2001/0813danwa.html>

資料

福岡地裁平成16年04月07日判決

〔政教分離・国賠1条 - 首相靖国参拝の違憲性・損害賠償の法益 / 九州靖国訴訟第一審〕

平成16年4月7日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官
平成13年(ワ)第3932号 損害賠償等請求事件
判決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告それぞれに対し、連帯して10万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告らに対し、内閣総理大臣である被告小泉純一郎がその職務として靖国神社に参拝したことは政教分離規定等に違反する違

憲行為であって、これにより原告らの有する信教の自由、宗教的人格権及び平和的生存権が侵害され、精神的損害を被った旨主張して、被告国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、被告小泉純一郎に対しては民法709条に基づき、それぞれ損害賠償を求めた事案である。

1 前提となる事実（争いのない事実及び後掲証拠により認められる事実）

（1）当事者

ア 原告らのうち別紙当事者目録記載番号1から10までの原告らは、いずれも第2次世界大戦における戦没者の遺族（以下「戦没者遺族」という。）である。

イ 原告らのうち同目録記載番号11から58までの者は、いずれも仏教の僧侶、門徒又は信徒である。

ウ 原告らのうち同目録記載番号59から130までの者は、いずれもキリスト教の神父、牧師又は信徒である。

エ 原告らのうち同目録記載番号131から209までの者は、いずれも特定の宗教や信仰を持たない者である。

オ 原告らのうち同目録記載番号210及び211の者は、いずれも在日コリアンである。

カ 被告小泉純一郎（以下「被告小泉」という。）は、内閣総理大臣である。

（2）被告小泉による靖国神社参拝

被告小泉は、平成13年8月13日、靖国神社に参拝した（以下「本件参拝」という。）。

2 争点及び当事者の主張

（1）原告らの被告小泉に対する本件訴えが訴権の濫用に当たるか否か。

（被告小泉の主張）

原告らの被告小泉に対する本件訴えは、被告小泉が一人の自然人として信教の自由を実現するために行った本件参拝を違憲、違法と断じた上で損害賠償を求めたものであり、訴訟の名を借りて、被告小泉の有する信教の自由を制限しようとするものであるから、訴権の濫用として不適法である。

（原告らの主張）

原告らの被告小泉に対する本件訴えは、被告小泉が内閣総理大臣の職務として行った本件参拝を違憲、違法である旨主張して損害賠償を求めたものであるから、訴権の濫用に当たらず適法である。

（2）被告らが原告らに対して損害賠償責任を負うか否か。

（原告らの主張）

ア 本件参拝の違憲性

(ア) 靖国神社の性格と役割

靖国神社は、明治時代に国家神道の成立とともに国家神道の頂点に位置するものとして創建されたものであり、天皇のために戦死した者を勲功顕彰するための宗教的施設であった。靖国神社は、日清戦争及び日露戦争を機に、戦死者を英霊として慰霊顕彰し、天皇制への帰依を強化する施設としての機能を発揮し、軍国主義の生成及び発展についての精神的支柱としての役割を果たすとともに、戦争完遂のために戦死を美化する宗教的思想的装置として極めて重要な役割を担った。

第2次世界大戦後（以下「戦後」という。）、靖国神社は宗教法人となったが、国家神道の思想を堅持しており、戦死者を神として崇めることにより、戦死を空襲などによる戦災死などとは明確に区別し、戦死を気高いものとして美化している点において第2次世界大戦前（以下「戦前」という。）と何ら変わるどころはなく、戦前の国家神道的性格及び軍国主義的性格を継承している。

(イ) 憲法20条3項（政教分離規定）違反

被告小泉は、靖国神社本殿において、神道式のお祓いを受けた後、同神社の祭神である英霊に対し、一礼して参拝した。同神社本殿は、同神社が神として信仰する英霊が祭られており、これに対する畏敬崇拝の行為をなす場所であること、被告小泉は、同神社本殿において、身を清めるという意味での神道方式のお祓いを受けたこと、二拝二拍手一拝という神道方式の礼拝ではないが、一礼して祭神である英霊に対して畏敬崇拝の心情を示したことなどからすれば、本件参拝は宗教的活動である。そして、国及びその機関は、いかなる宗教的活動もしてはならない（憲法20条3項）のであるから、本件参拝のようないわば国家自身が行ったに等しい宗教的活動については、いわゆる目的効果基準は適用されず、その活動の目的及び態様がいかなるものであっても、憲法20条3項に抵触し違憲となる。

仮に、目的効果基準を採るとしても、本件参拝は、靖国神社が神として信仰する英霊に対して畏敬崇拝する心情を示すという宗教的意義を有し、本殿という畏敬崇拝の対象である英霊が祭られた場所で行われていること、一部神道方式に沿った行為が行われていること、一礼式の参拝行為は神道方式に沿ったものではないが、英霊に対して畏敬崇拝の心情を示す行為であることに代わりはないことからすれば、本件参拝は、靖国神社が国家の宗教である、又は国家が靖国神社を特別に保護しているとの認識を与えるものとして、靖国神社を援助、助長するものであるから、本件参拝は憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当する。よって、本件参拝は憲法20条3項（政教分離規定）に違反し、違憲である。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/9150D634B0A70BFC49256EA50001E63B.pdf>